

新型コロナウイルス感染症に関する給付金のご請求について

最新更新日：2023年5月8日

新型コロナウイルス感染症に罹患された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

入院、宿泊・自宅療養による給付金のご請求についてご案内いたします。

【重要なお知らせ】

2023年5月8日をもって、新型コロナウイルス感染症が感染症法上「5類感染症」に変更されたことを踏まえ、入院勧告・措置等の対象ではなくなることから、同日以降に新型コロナウイルス感染症と診断され、宿泊・自宅療養された場合の入院給付金等の特別な取扱い（「みなし入院」）を終了しております。以下の内容を必ずご確認ください。

※[新型コロナウイルス感染症における入院給付金等の特別取扱いの終了について](#)

1. 入院給付金等のお支払いについて

- 新型コロナウイルス感染症による入院給付金等のお支払対象となるお客さまは、**陽性判定日（診断日）**により、以下のとおりとなります。なお、ご自身で実施された市販の簡易検査キットの検査結果等は、「陽性判定された」「診断された」ことには含みません。

陽性判定日 （診断日）	医療機関へ入院された場合 （約款における取扱い）	「宿泊・自宅療養」された場合 （特別な取扱い「みなし入院」）
2022年9月25日まで	○ お支払対象	○ お支払対象
2022年9月26日から 2023年5月7日まで	○ お支払対象	新型コロナウイルス感染症に罹患されたお客さまのうち、以下「 重症化リスク 」の高い方がお支払対象となります。 ① 65歳以上の方 ② 入院を要する方（医師に入院が必要と診断された方） ③ 重症化リスクがあると医師が判断し、かつ、新型コロナ治療薬の処方または酸素投与をされた方 ④ 妊娠中の方
2023年5月8日以降	○ お支払対象	× お支払対象外

- 宿泊・自宅療養による入院給付金等をお支払いする期間は、以下の開始日から終了日となります。

お支払対象期間の「開始日」	◆ PCR検査等での、陽性判定日（診断日）または、 医師や保健所等の公的機関により療養開始を指示された日 ※医師が検査を省略して感染症の診断をした場合は、「医師の診断日」
お支払対象期間の「終了日」 ※右記のいずれか遅い日	◆ 保健所・自治体が療養の指示を解除した日 ◆ 保健所等の指示するホテル等の施設での療養終了日

【お支払対象とする期間のイメージ】



【注意】

上記の特別な取扱いは、当時（2023年5月7日以前）の日本国内の感染症法に基づいた特例措置のため、海外で医療機関以外の施設や自宅等で療養を行った場合は、お支払対象外となります（海外の医療機関に入院した場合は、お支払対象です）。

2. 給付金等ご請求時の必要書類について

○入院、宿泊・自宅療養された場合の入院給付金等ご請求時の必要書類は、新型コロナウイルス感染症の陽性判定日（診断日）により、以下のとおりとなります。

陽性判定日（診断日）	必要書類	
2022年9月25日 まで のお客さま	下記、 必要書類【A】 をご提出ください。	
2022年9月26日 から 2023年5月7日 まで のお客さま	My HER-SYS（マイハース） の利用あり	下記、 必要書類【A】 をご提出ください。
	My HER-SYS（マイハース） の利用なし	下記、 必要書類【A】 + 必要書類【B】 を ご提出ください。
2023年5月8日 以降 のお客さま	下記、 必要書類【C】 をご提出ください。	

必要書類【A】

- ①給付金・保険金請求書兼医療照会同意書
- ②新型コロナウイルス感染症専用状況報告書
- ③ご用意いただく書類

- My HER-SYS（マイハース）のご利用がある方 ⇒ My HER-SYS 療養証明書画面を印刷したもの
- My HER-SYS（マイハース）のご利用がない方 ⇒ 感染の事実がわかる書類

（感染の事実がわかる書類例）

- 医療機関発行の「検査報告書」など、検査結果が記載された書類・公的機関発行の通知書（療養通知書など 自治体によって名称は異なります）
- 診療明細書（医学管理料に「二類感染症患者入院診療加算」（外来診療・診療報酬上臨時的取扱いを含む）または「救急医療管理加算 1（COV・外来診療）」が記載されたもの）
- PCR検査や抗原検査を実施する検査センター（医療機関以外でも可）の検査結果（市販の検査キットは除く） など

*療養期間が15日以上の場合は、上記書類に加えて療養期間が分かる書類をご提出ください。
（例）既に医療機関または保健所が発行した証明書、自治体などの公的機関発行の書類 など。

必要書類【B】

◆新型コロナウイルス感染症の陽性判定日（診断日）が、2022年9月26日～2023年5月7日までのお客さまは、上記の必要書類【A】に加えて、以下の書類提出が必要となります（いずれもコピー可）。

- ①65歳以上の方
追加の書類は不要です。
- ②入院を要する方
入院領収証、入院診療明細書、退院証明書 など
- ③重症化リスクがあると医師が判断し、かつ、新型コロナ治療薬の処方または酸素投与をされた方
・新型コロナ治療薬（※）が記載された処方箋・薬の袋・服用薬剤説明書（投薬の場合）、
診療明細書（点滴の場合） など
・「酸素吸入」または「在宅酸素療法指導管理料」の算定記載がある診療明細書（酸素投与の場合） など
- ④妊娠中の方
母子手帳（氏名および妊娠の経過が確認できるページ）など、妊娠中と確認できる書類

※新型コロナ治療薬の範囲は以下のとおり。

なお、エンシトレルビルフルマル酸（ゾコーバ）や解熱・鎮痛薬（カロナール・ロキソニン等）、市販の風邪薬は、対象となる新型コロナ治療薬には含まれません（2022年12月現在）。

一般名	商品名
カシリビマブ／イムデビマブ	ロナプリーブ
ステロイド薬	デカドロン など
ソトロビマブ	ゼビュディ
トシリズマブ	アクテムラ

一般名	商品名
ニルマトレルビル／リトナビル	パキロビッドパック
バリシチニブ	オルミエント
モルスピラビル	ラゲブリオ
レムデシビル	ベクルリー

必要書類【C】

以下の条件に応じて、必要書類をご確認ください。

＜診断書省略の条件＞

- 退院後の請求である。
- 入院日数が 30 日以内である。
(ご契約の責任開始期(復活日)から 2 年以内の疾病入院の場合は 10 日以内)
- 1 回の入院中に受けた手術が 1 回のみ、もしくは手術を受けていない。

すべて当てはまる方

ひとつでも当てはまらないものがある方

- ① 給付金・保険金請求書兼医療照会同意書
- ② 新型コロナウイルス感染症専用状況報告書
- ③ ご用意いただく書類
 - 領収証、退院証明書、診療明細書のいずれか
(コピー可) ※1、※2

※1 手術給付金や集中治療給付金の請求がある場合、その治療の記載のある診療明細書をご提出ください。

※2 病気でのご請求、かつ、特定部位や特定疾病を不支払(不担保)とする特別条件が付いている契約で、不支払(不担保)期間中の場合、傷病名や身体部位を確認できる医療機関発行の書類をご提出ください。

- ① 給付金・保険金請求書兼医療照会同意書
- ② 新型コロナウイルス感染症専用状況報告書
- ③ ご用意いただく書類
 - 入院・手術等証明書(診断書) ※3

※3 すでに他の保険会社や病院所定の診断書を取り寄せている場合は、そのコピーでも可。

【注意事項】

診断書が省略できる場合でも、ご提出書類の内容でお支払可否の判断ができない場合は、診断書のご提出をお願いすることがあります。

3. ご請求のお手続きについて

○一定の条件を満たす場合、[「インターネットでの給付金請求手続き」](#)がご利用いただけます。

入院・療養期間終了後に上記の「ご用意いただく書類」をお手元にご準備のうえ、お手続きください。

○その他の方法については、こちらをご確認ください。⇒ [ご請求のお手続きについて](#)

上記につきましては、2023年5月8日時点の取扱いであり、今後、法令の改正等により変更する可能性があります。

以上